

## 5 災害救助基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	災害救助基金
所管部課	防災くらし安心部防災危機管理課
根拠法令等	災害救助法第 22 条
造成年月日	昭和 23 年頃
造成目的	災害救助費の支弁の財源とするため
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	不明
基金当初造成時財源	一般財源(推定)
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	災害救助費の支弁の財源とする
予算計上会計	一般会計
積立方針	—
取崩方針	—
積立目標額	—
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

#### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定期預金	456,750	450,588	468,322	491,840	518,661
動産(備蓄物資)	22,019	21,690	23,175	22,916	22,020
合計	478,769	472,278	491,497	514,756	540,681

#### ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		483,924	478,769	472,278	491,497	514,757
積立額	新規・追加積立	4,804	6,390	27,550	37,408	38,874
	(一般財源)	4,804	6,390	27,550	37,408	38,874
	運用益	231	228	135	70	64
	積立額計	5,035	6,618	27,685	37,478	38,938

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取崩額	事業費充当	10,191	13,109	8,466	14,218	13,014
	取崩額計	10,191	13,109	8,466	14,218	13,014
当年度末残高		478,768	472,278	491,497	514,757	540,681

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	483,924	478,769	472,278	491,497	514,757
年度中平均残高 (A)	462,588	458,001	451,823	469,605	469,605
運用益 (B)	231	228	135	70	64
利回り (B ÷ A)	0.050	0.050	0.030	0.015	0.014

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 防災くらし安心部防災危機管理課				
備蓄物資購入	6,059	6,059	-	-
備蓄物資供与等	6,955	6,955	-	-
計	13,014	13,014	-	-

⑥ 当基金の特徴

当基金は、県の他の基金と異なり基金条例が制定されておらず、条例ではなく災害救助法に基づき設置されている。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

(災害救助基金)

第二十二條 都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

よって、法律で、基金から支出することができる費用が定められている。

「災害救助法の概要（令和 2 年度）」より抜粋

3. 基金から支出することができる費用

○ 基金から支出することができる費用

① 法による救助に要した費用

② 法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）

### ③ 基金の管理に必要な費用（※）

（※）基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。

- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

#### 4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。

##### 具体例：食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品（※）等

（※）要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗機材についても基金による備蓄が可能。

- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

（出典：内閣府防災情報のホームページ）

#### ⑦ 県の備蓄物資

県では、阪神大震災発生翌々年度の平成8年度からこれまで様々な災害の調査報告がなされているが、その中で平成14年12月に報告された「山形盆地断層帯被害想定調査」による避難所生活者が約96,000人と最大の想定がされており、平成31年2月の山形県防災計画でもこの想定に基づいた計画となっている。山形県における当基金による備蓄物資の保有割合の考え方は次表のとおりである。

公助		自助・共助	避難所生活者想定
県	市町村	住民及び未被災市町村	山形盆地断層帯被害 (平成14年12月策定)
1/4	1/4	2/4	
24,000人	24,000人	48,000人	96,000人

山形県では、避難所生活者が被害当日を生活するための物資のうち、最大想定のおよそ4分の1にあたる24,000人分を備蓄し、2日目以降は国あるいは他都道府県からの支援によることとしている。

⑧ 令和元年度、県内市町村や他県からの要請に基づき県が供与した救援物資等

供与元		供与先 (供与年月)	鶴岡市 (R1年6月)	千葉県 (R1年9月)		山形市 (R1年10月)	福島県 (R1年10月)
		供与物資	防災シート	飲料水	防災シート	毛布	飲料水
村山	本庁舎			4,716ℓ	222枚	240枚	
	西庁舎			1,008ℓ	28枚		
	北庁舎						1,440ℓ
置賜	本庁舎						
	防雪センター						2,400ℓ
	西庁舎						1,200ℓ
最上	本庁舎	119枚					
庄内	本庁舎	260枚			250枚		
	消防学校			4,284ℓ			
計			379枚	10,008ℓ	500枚	240枚	5,040ℓ

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》 基金に関する事務の法規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（災害救助法、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について」 参照

《監査要点②》 基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて」 参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県防災資機材等管理運営要綱、山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領、防災資機材等評価委員会運営要領、その他担当者による引継書）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料の閲覧、備蓄物資の現物実査及び年度末残高の単価計算を実施した。

（結果）

- (3) 「② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について」参照
- (3) 「⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧及び備蓄物資の現物実査を実施した。

（結果）

- (3) 「③ 備蓄すべき数量の明確化について」参照
- (3) 「④ 期限のある災害給与品の一括管理について」参照
- (3) 「⑥ 災害給与品の移管と保管状況について」参照

《監査要点④》「基金運用は効率的に行われているか」（以下、「基金運用の効率性」という。）に係る検討

- 定期預金による運用について、運用種別、預入期間、預入金額の決定が適切かつ効率的に行われているかという観点で、基金所管課に対する質問、当該所管課から会計管理者への依頼及び運用利子に係る資料の閲覧を実施した。

なお、当基金の運用については、平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」において次のとおり規定されている。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋（下線は監査人が追記）

2 一元運用の方法

(1) 対象基金

- ① 県基金の全てを対象とする。
- ② 県条例により設置し繰替運用が可能となる基金は、繰替運用により一元運用を実施する。ただし、「災害救助基金」のみは、災害救助法に基づき条例や規則等県の規定を設けずに設置していることから、当該基金に属する現金の運用依頼により基金のままで運用する。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて

災害救助法では、「災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」目的のため、都道府県等に災害救助基金の設置を求め、各年度における「最少額」を設定している。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋  
(災害救助基金)  
第 23 条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前 3 年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の 1000 分の 5 に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

県の普通税収入額決算額に基づき監査人が算出した災害救助法の求める基金最少額と、基金の年度当初残高を比較した結果は、次のとおりである。

なお、内閣府に確認したところ、年度当初残高が当年度の最少額を充足する必要があるとのことであった。

(単位：千円)

	前年度の前 3 年平均 普通税収入額決算額	基金最少額 試算額	年度当初 基金残高	不足額
平成 27 年度	92,513,158	462,566	483,925	-
平成 28 年度	95,236,589	476,183	478,769	-
平成 29 年度	99,714,426	498,572	472,278	△26,294
平成 30 年度	104,695,167	523,476	491,497	△31,979
令和元年度	109,527,551	547,638	514,756	△32,882
令和 2 年度	110,776,127	553,881	540,682	△13,199

上表のとおり、県は、過去 4 年間にわたり、最少額に充たない残高を計上していた。他の都道府県についても、内閣府が作成する「令和 2 年度災害救助基金積立状況」(次ページ参照)によると、47 都道府県のうち約半数である 23 道府県が最少額を充足しておらず、最少額を充足しているのは 24 都道府県に留まっている状況である。

## 令和2年度災害救助基金積立状況

(令和2年4月1日現在)

都道府県 救助実施市	現在高 (円)①	最小額 (円)②※1	積立率 (%)※2	運用方法(円)			チェック	(参考)平成31年度 現在高(円)③	対前年度比 (%)※3
				法26条1号	法26条2号	法26条3号			
1 北海道	1,038,952,488	3,000,267,494	34.6	1,038,952,488	0	0	○	570,870,232	182.0
2 青森県	683,341,030	683,340,975	100.0	658,216,970	0	27,124,060	○	680,006,030	100.5
3 岩手県	258,648,546	673,385,694	38.4	258,648,546	0	0	○	363,616,109	71.1
4 宮城県	1,964,730,518	804,598,900	244.2	1,964,730,518	0	0	○	1,989,313,830	98.8
49 仙台市	710,008,224	685,594,883	102.1	710,008,224	0	0	○	0	0.0
5 秋田県	442,346,175	455,643,998	97.1	195,097,043	0	247,249,132	○	428,955,113	103.1
6 山形県	540,682,161	553,880,637	97.6	518,661,753	0	22,020,408	○	514,757,878	105.0
7 福島県	1,189,520,831	1,193,548,216	99.7	1,120,857,672	0	68,663,159	○	1,135,318,073	104.8
8 茨城県	1,984,786,023	1,875,289,527	105.8	1,860,414,462	0	124,371,561	○	1,813,420,325	109.4
9 栃木県	1,234,597,779	1,234,597,772	100.0	1,149,634,000	0	84,963,779	○	1,227,082,977	100.6
10 群馬県	1,342,146,226	1,239,469,832	108.3	1,278,945,884	0	63,200,342	○	1,351,754,531	99.3
11 埼玉県	3,846,457,001	3,198,261,245	120.3	1,481,732,188	2,384,724,833	0	○	3,692,830,595	104.2
50 さいたま市	673,664,000	673,469,056	100.0	673,664,000	0	0	○	0	#DIV/0!
12 千葉県	3,986,365,180	4,039,534,765	98.2	3,986,365,180	0	0	○	3,792,981,918	104.6
13 東京都	17,624,840,181	15,015,809,871	117.4	11,946,280,190	0	5,678,549,991	○	18,187,246,680	96.9
14 神奈川県	8,008,856,604	2,182,517,041	275.3	5,798,688,804	0	210,167,800	○	6,008,514,212	100.0
52 横浜府	2,580,982,889	2,536,218,208	101.8	2,580,982,889	0	0	○	0	0.0
53 川崎市	852,268,000	1,004,461,414	84.8	852,268,000	0	0	○	0	0.0
54 相模原市	488,651,989	490,773,670	99.6	488,651,989	0	0	○	0	0.0
15 新潟県	1,283,841,956	1,311,390,498	98.7	1,238,520,050	0	57,321,906	○	1,235,159,062	104.8
16 富山県	697,874,657	699,800,103	99.7	589,373,854	0	108,500,803	○	671,492,753	103.9
17 石川県	738,379,000	749,784,000	98.5	704,341,583	0	34,037,417	○	705,522,000	104.7
18 福井県	515,662,132	519,880,193	99.2	515,662,132	0	0	○	491,958,589	104.8
19 山梨県	514,741,505	478,281,450	107.6	514,741,505	0	0	○	514,689,895	100.0
20 長野県	1,165,622,974	1,161,874,617	100.3	1,142,187,397	0	23,435,577	○	1,148,383,849	101.5
21 岐阜県	1,197,478,929	1,208,870,887	99.1	1,197,478,929	0	0	○	1,160,275,201	103.2
22 静岡県	4,351,310,229	2,448,863,000	177.7	4,351,310,229	0	0	○	4,351,192,994	100.0
23 愛知県	6,208,256,128	4,256,899,886	145.8	1,522,664,625	4,399,149,931	286,441,572	○	6,221,346,862	99.8
58 名古屋府	1,900,000,000	1,883,820,719	100.9	1,900,000,000	0	0	○	0	#DIV/0!
24 三重県	1,213,599,130	1,243,003,512	97.6	1,147,921,915	0	65,677,215	○	1,189,809,693	102.0
25 滋賀県	811,705,821	823,293,463	98.6	897,037,782	0	114,668,039	○	766,928,092	105.8
26 京都府	1,512,690,764	603,356,265	250.7	1,294,511,796	0	218,178,968	○	1,519,959,006	98.5
59 京都市※4	160,000,000	784,077,191	20.4	160,000,000	0	0	○	0	#DIV/0!
27 大阪府	7,288,346,503	7,284,963,019	99.8	5,506,880,578	0	1,781,465,925	○	6,574,138,942	110.6
28 兵庫県	2,551,027,242	2,545,050,971	100.2	2,191,624,629	0	359,402,613	○	3,506,287,497	72.8
62 神戸市	1,000,000,000	978,713,744	102.2	1,000,000,000	0	0	○	0	#DIV/0!
29 奈良県	589,146,902	593,518,370	99.3	480,694,043	0	108,452,859	○	562,248,054	104.8
30 和歌山県	481,614,929	464,638,412	103.7	304,695,828	0	176,919,001	○	485,486,782	99.2
31 鳥取県	265,036,224	267,957,945	98.9	262,343,086	0	2,693,138	○	252,349,536	105.0
32 島根県	337,539,006	338,637,777	99.7	315,399,006	0	22,140,000	○	325,142,006	103.8
33 岡山県	736,312,742	736,312,742	100.0	736,312,742	0	0	○	1,186,051,091	62.1
63 岡山市	500,400,977	440,857,752	113.6	500,400,977	0	0	○	500,000,000	100.1
34 広島県	1,712,917,728	1,695,506,439	101.0	1,581,884,143	0	131,033,585	○	1,641,000,866	104.4
35 山口県	882,463,683	886,284,698	99.6	859,794,214	0	22,669,469	○	850,599,805	103.7
36 徳島県	391,378,564	388,538,722	100.7	345,949,293	0	45,430,271	○	387,006,943	101.1
37 香川県	617,085,169	620,077,009	99.5	600,510,315	0	16,574,854	○	591,977,819	104.2
38 愛媛県	937,355,677	734,572,392	127.6	937,355,677	0	0	○	1,048,080,864	89.4
39 高知県	371,611,239	325,296,584	114.2	270,451,883	0	101,159,356	○	316,013,326	117.6
40 福岡県	1,650,482,257	1,642,339,097	100.5	1,593,794,858	0	56,687,399	○	3,055,671,820	54.0
65 北九州市	610,025,235	608,843,579	100.5	610,025,235	0	0	○	0	#DIV/0!
66 福岡市	980,357,488	971,343,269	100.9	0	980,357,488	0	○	0	#DIV/0!
41 佐賀県	423,699,187	432,814,391	97.9	372,594,098	0	51,105,089	○	407,166,763	104.1
42 長崎県	573,578,362	586,192,440	97.8	538,323,873	0	35,254,489	○	550,225,932	104.2
43 熊本県	801,905,708	489,771,227	170.7	758,147,818	0	43,757,890	○	799,448,000	100.3
67 熊本市	332,920,000	332,919,622	100.0	332,920,000	0	0	○	0	#DIV/0!
44 大分県	618,586,886	618,099,988	100.1	366,490,081	0	252,096,805	○	593,001,146	104.3
45 宮崎県	499,279,030	497,056,672	100.4	390,363,773	0	108,915,257	○	487,728,100	102.4
46 鹿児島県	732,693,736	742,189,265	98.7	706,818,053	0	25,875,683	○	696,608,562	105.2
47 沖縄県	602,647,507	628,486,085	95.9	564,327,163	0	38,320,344	○	562,066,317	107.2
都道府県計	96,181,420,031	85,552,431,293	112.4	77,642,660,023	7,744,232,252	10,794,527,756	○	87,111,686,670	110.8

※1 最小額＝当該都道府県の当該年度の前年度の前3年間の地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1000分の5に相当する額(救助実施市がある場合、そこから、都道府県の人口に占める救助実施市の人口の割合を乗じて算出した額)

※2 積立率＝①÷②(%)

※3 対前年度比＝①÷③(%)

※4 京都市については、令和2年4月1日より救助実施市となったが、基金積立が滞れ、4月8日時点の現在高としている

しかし、災害救助法が当基金に最少額を設定したのは、居住する自治体の違いで被災者の救助や支援に格差を生じさせない趣旨があったものと考えられる。一方で、災害救助法が最少額の積立てを絶対ではなく原則として規定しているのは、突発的に発生する災害に対して即時柔軟な予算措置ができない場合の地方自治体を案じてのことであり、複数年にわたる最少額未達の状況は災害救助法の趣旨に準じていないものとする。

よって、県は災害救助法が求める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきと考える。【指摘事項】

なお、令和3年度の年度当初に積み立ておくべき最少額は、555,637千円である。

## ② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について

災害給与品は(1)⑦に記載のとおり、山形盆地断層帯被害を想定し、そのうち4分の1である24,000人が1日に必要となる物資を県が備蓄している。県はこれを防災資機材等と呼び、その管理運営については「山形県防災資機材等管理運営要綱」を制定している。

要綱は、防災資機材等管理者である各総合支庁長から知事に対して「防災資機材等管理状況報告書」を提出し、毎年度末における防災資機材等の管理状況を報告することを求めている。

「山形県防災資機材等管理運営要綱」より抜粋

### 第2条第3項（防災資機材等の種類・数量及び備蓄並びに管理等）

防災資機材等管理者は年度末における防災資機材等の管理状況を別紙様式第1号（防災資機材等管理状況報告書）により、4月10日までに知事に報告しなければならない。



別紙様式第1号

番 号  
平成 年 月 日

山形県知事 殿

総合支庁長

防災資機材等管理状況報告書

山形県防災資機材等管理運営要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

名称	財源	購入数量	納品年月日	耐用年数 (保証年数)	保管場所	管理状況	年度当初 数量	年度末 数量	増減	備考
保存食 (7677米)	基金									
飲料水	基金									
毛 布	一般									
毛 布	基金									
防 災 シート	一般									
トイレセ ット	基金									
簡 易 トイレ	一般									
避難用 テント	基金									
エア テント	一般									
非常用 電源装置	一般									

当該「防災資機材等管理状況報告書」について、次の2種類の不備が散見された。

- イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致
- ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致

「防災資機材等管理状況報告書」の具体的な不備の内容は、次のとおりである。

- イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致

	名前	財源	納入年月	H30 報告書 年度末数量	R1 報告書 年度当初数量	差異
村山-本庁舎	防災シート	一般	H7.12	41	記載なし	41
	簡易トイレ	一般		12	16	△4
		寄贈	H24.8	30	18	12
村山-西村山	飲料水 500ml	基金	H30.3	396	記載なし	396
	飲料水 500ml	基金	H30.9	504	記載なし	504
	飲料水 500ml	基金	H31.2	552	444	108
	毛布	基金	H17.9	300	75	225
	簡易トイレ	寄贈	H24.8	記載なし	6	△6
庄内-本庁舎	飲料水 500ml	基金	H28.3	120	記載なし	120
	防災シート	一般	H28.9	200	250	△50

ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致

	名前	納品年月	H30報告書	R1報告書		実際供与数	差異	
			年度末数量	年度当初数量	年度末数量			増減
庄内 -消防学校	飲料水500ml	H28.3	120	記載なし		120		
	飲料水2L	H30.3	2,700	2,700	2,688	12		
	飲料水500ml	H30.3						
	飲料水500ml	H30.9	2,700	2,700	0	2,700		
	飲料水2L	H31.2	3,288	3,288	1,644	1,644		
	飲料水500ml	H31.2						
	飲料水2L	H31.3	2,112	2,112	2,064	48		
	飲料水500ml	H31.3						
供与飲料水 計						4,524	4,284	240
庄内 -本庁舎	防災シート	H7.12	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし		
		H28.9	200	250	0	200		
		H31.9		250	0	250		
	供与防災シート 計						450	510

このうち、庄内総合支庁本庁舎の防災シートにつき調査したところ、平成28年度以前に一般財源で購入した防災シートが平成28年度末の防災資機材等管理状況報告書に残高50枚と記載されていたが、平成29年度以降の報告書から削除されていた。令和元年度、鶴岡市に供与する際、基金で購入した「200枚」と一般財源での在庫である「50枚」に、(3)④で説明する災害対策本部及び地域支部用備蓄としての防災シート「10枚」を合わせた260枚を払い出し、報告書の漏れが発覚したとのことであった。

県は、「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成しなければならない。また、各総合支庁が作成した「防災資機材等管理状況報告書」をとりまとめる本庁担当部局においても各総合支庁から提出された報告書につき再チェックを行うなどして正確性を担保し、正しい災害給与品の数量管理を行うべきである。【指摘事項】

③ 備蓄すべき数量の明確化について

防災資機材等の令和元年度末における種類・数量は次の表のとおりである。

○ 防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所（令和2年3月31日現在）

（単位：食、ℓ（リットル）、枚、セット、基、台）

総合 支庁	種類	保存食 (7kg以上)	飲料水					供与用						貸与用		総合 支庁用 非常用 電源 装置	
			500ml		2ℓ	小計	毛布			防災シート			トイレ セット	避難用 テント	簡易 トイレ		エア- テント
			基金	基金			一般	基金	小計	一般	基金	小計					
村山	本庁舎	14,250	5,724	3,480	9,204		160	160		222	222	4,800	10	34	1	1	
	西庁舎	7,000	1,800	1,800	3,600		75	75	97	23	120	2,400	5	12		1	
	北庁舎	7,200		1,800	1,800		89	89	109		109	2,400	5	6		1	
	小計	28,450	7,524	7,080	14,604		324	324	206	245	451	9,600	20	52	1	3	
最上	本庁舎	7,550	1,800	1,800	3,600	75	390	465		120	120	2,400	10	6		1	
置賜	本庁舎				0	125		125	75		75			6	1	1	
	防雪センター	9,600		2,400	2,400		400	400		49	49	3,200	7				
	西庁舎	4,800		1,200	1,200	175		175	77	49	126	1,600	3	6		1	
	小計	14,400	0	3,600	3,600	300	400	700	152	98	250	4,800	10	12	1	2	
庄内	本庁舎				0	250		250		250	250			14	1	1	
	消防学校	21,600	5,400	5,400	10,800		900	900			0	7,200	20				
	小計	21,600	5,400	5,400	10,800	250	900	1,150	0	250	250	7,200	20	14	1	1	
計		72,000	14,724	17,880	32,604	625	2,014	2,639	358	713	1,071	24,000	60	84	3	7	
※飲料水の本数→			29,232	8,934													

（出典：令和元年度「防災資機材等管理状況報告書」）

災害給与品は山形盆地断層帯被害を想定し、その被災者のうち4分の1に当たる24,000人が1日に必要となる物資を県が備蓄している。保存食であるアルファ米（1日3食/人）と簡易トイレに設置する凝固・衛生袋のトイレセット（1日1回/人）は想定24,000人分を確保していると考えられるが、その他の飲料水、毛布、防災シートについて、県として備蓄すべき量を明確に設定していない。

飲料水については、保存食であるアルファ米を炊飯する際にも利用することとなるため、想定24,000食を炊飯するために約12,240ℓ必要となり、飲料用の残数は20,604ℓとなる。想定被災人数あたりに換算すると1人あたり0.86ℓとなり、山形県地域防災計画で目安となっている1人1日3ℓに対して大きく不足した備蓄となっている。

この点は、今後の地震被害想定調査の結果等を参考にしつつ、また近年増加傾向にある異常気象による洪水等の被害想定なども含めた調査結果等を参考にし、さらに各市町村の備蓄状況も踏まえた上で、県として備蓄すべき量を明確に設定し、これを保有することにより、不幸にも想定被害が現実となったとしても迅速な被災者支援が行えるよう備えるべきであると考えられる。【意見】

④ 期限のある災害給与品の一括管理について

災害給与品の中には、5年間の賞味期限のある保存食（アルファ米）と飲料水のほか、前出した凝固・衛生袋のトイレセットは品質保持期限15年であり、期限のある物資が存在する。このうち、保存食（アルファ米）と飲料水について、県は「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」を制定し備蓄物資の有効活用を図っている。

「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」より抜粋

山形県防災資機材等管理運営要綱第4条第1項第2号に定める、山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水を供与する際の手続きについては、同第5条第2項の規定に基づき、以下の通り定める。

1 目的

学校、自主防災組織等において実施される炊き出し訓練に、県が備蓄するアルファ米及び飲料水を供与することにより、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力を強化することを目的とする。

2 供与先

供与先は市町村とし、活用団体である自主防災組織や学校等は市町村から配布を受ける。

3 供与の時期

アルファ米及び飲料水は、納入日から3年目以降で、かつ品質保持期限（以下「期限」という。）内のものを供与する。（現在備蓄しているアルファ米及び飲料水の期限は5年）

（後略）

一方、山形県地域防災計画において、「県（中略）は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。」としており、これに基づき災害対策本部及び地域支部用備蓄として「防災資機材等管理状況報告書」に記載されている食料とは別に、以下の備蓄も行われている。なお、これらの備蓄は災害対策本部等を3日間運営するために必要な食料等を想定している。

災害対策本部及び地域支部用備蓄（令和2年4月1日現在）

区分	場所		数量	対象人数(人)	アルファ米(食)	飲料水(ℓ)
本部	県庁		計画	200	1,800	1,800
			実際		1,150	1,188
支部	村山	本庁舎	計画	110	990	990
			実際		1,336	720

区分	場所		数量	対象人数(人)	アルファ米(食)	飲料水(ℓ)
		西庁舎	計画	20	180	180
			実際		250	146
		北庁舎	計画	20	180	180
			実際		250	146
	最上	計画	60	540	540	
		実際		600	588	
	置賜	本庁舎	計画	70	630	630
			実際		450	528
		西庁舎	計画	20	180	180
			実際		150	144
	庄内	計画	90	810	810	
		実際		866	852	
合計			計画	590	5,310	5,310
			実際		5,052	4,312

県は、これら災害対策本部及び地域支部用備蓄については、特段の規定等を設けず管理しているとのことだが、令和元年度において、災害対策本部及び地域支部用備蓄から次のアルファ米及び飲料水が廃棄あるいは期限切れ保管されていた。

場所	種類	数量
村山総合支庁	飲料水	144ℓ（期限切れ保管）
置賜総合支庁	アルファ米	400食（廃棄）
最上総合支庁	飲料水	60ℓ（期限切れ保管）

「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」において取り扱うアルファ米及び飲料水は、山形県防災資機材等管理運営要綱で定める防災資機材等とされており、規定上、災害対策本部及び地域支部用備蓄は含まれていない。

しかし、災害給与品であるアルファ米及び飲料水も災害対策本部及び地域支部用備蓄であるアルファ米及び飲料水も調達は一括で行っていること、保管状況に大きな差異がないことを考慮すると、その処分についても同一の管理下で行われるべきであると考えます。

よって、賞味期限のあるアルファ米及び飲料水については、県民のための備蓄としての災害給与品のみならず、災害対策本部及び地域支部用である備蓄についても廃棄や期限切れとならないよう「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」の対象として一括管理し、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力の強化に役立てるべきであると考えます。【意見】

なお、期限切れの飲料水については、飲料用としては保管できないが生活用水としての用途変更も考えられることから、保管場所が確保できる状況であれば用途変更

よる備蓄も有用であると考えられ、規定等の見直しも必要と考える。

⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について

基金による備蓄物資の管理及び評価について、内閣府の「災害救助事務取扱要領」において次のとおり定められている。

「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）より抜粋  
第2 実施体制等の整備に関する事項  
9 災害救助基金の取扱いに関する事項  
(3) 基金による備蓄等  
ウ 基金による備蓄物資の管理は、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、次により、公正な評価者により時価による評価をしておくこと。  
(ア) 時価評価については、適正な価格を決定するため、評価委員会を組織して行うことなどが望ましい。  
(イ) 評価委員会は、物資の品目によっても異なるが、専門業者及び物資取扱いに経験のある都道府県職員をそれぞれ5名程度で構成することが概ね妥当なものと考えられる。  
(ウ) 評価委員会による評価の結果なされた価格の増減については、評価調査をもって、基金の増減を行うことになると考えられる。

また、県でも「山形県防災資機材等管理運営要綱」を定め、次のとおり、防災資機材等の評価の規定を置いている。

「山形県防災資機材等管理運営要綱」より抜粋  
第3条（防災資機材等の評価） 知事は、防災資機材等の評価を行うために、防災資機材等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置するものとする。  
2 評価委員会は毎年度当初において、防災資機材等の評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。  
3 評価委員会の組織及び運用に関する事項は別に定めるものとする。

文中の「防災資機材等評価委員会」については、次のとおり、別に運営要領が設置されている。

「防災資機材等評価委員会運営要領」より抜粋  
第1条（目的） この要領は山形県防災資機材等管理運営要綱第3条第1項の規定に

より設置する防災資機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

第2条（組織） 評価委員会は、評価委員長及び評価委員をもって組織する。

2 評価委員長及び評価委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てること。

第3条（所掌事務） 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）防災資機材等の評価

（2）その他必要と認められる事項

第4条（会議） 評価委員会は評価委員長が招集する。

2 評価委員会の議長は評価委員長が務めるものとする。

3 議事は、出席者の全員一致をもって決することとする。

4 評価委員長は必要に応じ評価委員以外のものを評価委員会に出席させることができる。

第5条（庶務） 評価委員会の庶務は、生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課において処理する。

第6条（その他） この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員長が定めることとする。

（別表）

	所属名	職名
評価委員長	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長
評価委員	会計局会計課	課長補佐（調達担当）
評価委員	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長補佐（調整担当）
評価委員	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長補佐（食品衛生企画担当）
評価委員	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課	課長補佐（防災担当）

しかし、県では、平成20年度以降、十数年にわたり防災資機材等評価委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告は実施されていない。代わりに、年度末評価額は、所管部課の担当者が、前年度末残高に当年度の購入額を加算し、供出・処分した供与品の数量に購入時の個別単価を乗じた推定取崩額を減算して算出している。

県が評価規定及び評価委員会運営要領を設定したのは、防災資機材等の正確な数量の把握とともにそれぞれの購入単価等に基づき時価評価を実施することにより、現状の防災資機材等について正しく把握するとともに、今後の防災資機材等の調達につき評価委員の間で共通認識を調整するためと考える。

県は災害給与品残高とその評価について、正しい評価額を算定し内閣府へ報告すべきである。その前提として、山形県防災資機材等管理運営要綱及び防災資機材等評価委員会運営要領に基づき防災資機材等評価委員会を每期開催すべきである。【指摘事

項】

なお、年度末残高は時価による評価とされているが、監査人が、令和元年度末に存在する災害給与品の購入時の金額・数量等に係る資料を入手して、県と同じく個別の購入金額に基づき年度末残高を試算した結果、次のとおり、2,147千円の差異が生じている。

令和元年度 災害救助基金事前購入物資（監査人試算結果との比較）

種類	数量			年度末残高(円)		
	県の報告	監査人試算	差異	県の報告	監査人試算	差異
保存食(アルファ米)	72,000食	72,000食	0	11,327,867	10,823,020	△504,847
飲料水	32,604ℓ	32,844ℓ	240	3,194,259	3,189,354	△4,905
毛布	2,639枚 (2,014枚)	1,768枚 (948枚)	△871 (△1,066)	568,543	1,776,534	1,207,991
毛布-救援物資	—	2,905枚 (0枚)	2,905 (0)	—		
トイレセット	24,000セット	24,000セット	0	4,221,000	4,221,000	0
防災シート	1,071枚 (718枚)	1,076枚 (718枚)	5	2,708,739	1,822,194	1,448,970
避難用テント	60張	59張	△1		2,335,515	
	合計			22,020,408	24,167,617	2,147,209

(※) 数量の括弧書きは基金による購入数量である。

(※) 一般財源で購入した災害給与品、救援物資として寄贈された災害給与品については、基金を財源としていないことから評価単価を0円として試算している。

当該差異の主な原因は、過去の購入時の記録が手元で適切に保管されておらず、供出・処分に係る推定取崩額の計算を誤り、翌年度以降も前年度末残高が正しいという前提で評価が行われ、誤った評価が継続・累積されたものと推測される。県は、時価による評価の基礎資料として、購入時の記録を適切に整備しておくことが望ましい。

また、トイレセットについて購入時の金額で評価されているが、15年の品質保持期限が設定されており、減価償却が望ましいと考える。本品は、東日本大震災発生後の平成25年度に一時に購入した物品であり、品質保持期限到来の令和11年に廃棄予定となるため、同年にまた一時の購入とするよりも、残年数10年で減価償却することにより、予算を平準化する効果があるためである。今後も品質保持期限が設定されている災害給与品を取得した場合には、予算平準化となる評価方法を評価委員会で設定することが有用であるとする。



⑥ 災害給与品の移管と保管状況について

県が災害給与品として保管している毛布には、平成 24 年度に東日本大震災の避難者に対してフランスから贈与された救援物資としての毛布 2,905 枚が含まれている。

災害給与品の現物実査を行った結果、本品は、直接肌にあてるには他の毛布に比して品質が劣るため、現状では毛布としての役割で供与することは困難であるとする。また、本物資は 2,900 枚以上あるが空気を抜くなど圧縮保管されていないため、災害給与品保管場所において大部分を占拠してしまっている。



特に村山総合支庁では1,200枚以上保管されており、この毛布により保管場所が圧迫され、ある備蓄倉庫では災害発生時には一部別の目的で使用確保すべき部屋に食料等の災害給与品が保管されている状況であった。

監査人の主観ではあるが、本品については毛布としての用途ではなく、災害の避難場所となる公民館や体育館の敷布等での用途には十分利用可能であると考え。とすると本品は、災害において最前線となる市町村等に移管し、保管の上、災害時に利用されることが望ましい。県としては、移管により保管場所が確保され、災害発生時にはこれまで以上に市町村等に対する迅速な援護が可能となるものとする。

県は、災害給与品について、それぞれの用途を再度検討した上で用途目的を果たせない物品については移管等も検討し、県の備蓄による支援が迅速かつ適切に行われる保管状況を確保すべきである。【意見】

#### ⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について

当基金は、(1)⑥のとおり、県の他の基金と異なり基金条例が制定されておらず、災害救助法に基づき設置されている。基金の取扱いに関する災害救助法で規定されている以上のことについて、内閣府では災害救助事務取扱要領に次のように記載し、災害救助基金に係る規則を制定することを促している。

「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）より抜粋  
第2 実施体制等の整備に関する事項  
9 災害救助基金の取扱いに関する事項  
(1) 規則の制定  
ア 法第22条に定める災害救助基金（以下、「基金」という。）の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県において規則をもって定めること。  
イ 当該規則を制定又は改正した場合は、速やかにその写しを内閣総理大臣に提出すること。

この点、県では特段の規則を制定しておらず、災害救助法第22条から第30条までの記載のみで十分事務は可能と考えているとのことであった。

しかし、前項までの指摘事項や意見について、条例や規則、手順マニュアルや棚卸マニュアル等規定が整備されていないことがその一因であったことは否めないものとする。

県は、災害救助基金について内閣府が求める設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定した規則等を順次制定すべきである。【意見】

## 6 環境保全基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	環境保全基金
所管部課	環境エネルギー部環境企画課
根拠法令等	山形県環境保全基金条例
造成年月日	平成2年3月26日
造成目的	山形県における環境の保全を図るため
造成期間	平成2年3月26日～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	4億円
基金当初造成時財源	国庫補助金（2億円）、一般財源（2億円）
基金造成後積立財源	J-クレジット売却益、寄付金、運用益
事業概要	①地域の環境の保全に係る活動の基盤の整備に関する事業 ②地域の環境の保全に係る知識の普及に関する事業 ③地域の環境の保全に係る実践的な活動の支援に関する事業 ④その他地域の環境の保全に係る活動に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2環境省補助部分については新規積立なし。</li> <li>・J-クレジット売却益、寄付金、運用益については、全額積立てを行っている。</li> </ul>
取崩方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2環境省補助部分については、環境省の要綱に則り、「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及」と「地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根差した環境保全活動」を行う事業の事業費に充てている。</li> <li>・J-クレジット売却益については、「山形県民CO2削減価値創出事業費」によって得た収入を、翌年度以降の同事業に充当することとしている。</li> <li>・寄付金等については、寄付者の意向に沿う事業へ充当している。</li> </ul>
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳 (単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	400,000	400,200	399,599	392,377	382,223
合計	400,000	400,200	399,599	392,377	382,223

③ 基金の推移 (単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		400,000	400,000	400,200	399,599	392,377
積立額	新規・追加積立	-	200	1,528	4,317	5,006
	(J-クレジット売却益、寄付金)	-	200	1,528	4,317	5,006
	運用益	1,080	1,080	647	72	47
	積立額計	1,080	1,280	2,175	4,389	5,053
取崩額	事業費充当	1,080	1,080	2,776	11,611	15,207
	取崩額計	1,080	1,080	2,776	11,611	15,207
当年度末残高		400,000	400,200	399,599	392,377	382,223

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	400,000	400,200	399,599	392,377	382,223
年度中平均残高 (A)	401,730	400,658	400,725	400,299	395,345
運用益 (B)	1,080	1,080	647	72	47
利回り (B ÷ A)	0.269	0.270	0.161	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業 (単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部環境企画課				
山形県民CO2削減価値創出事業	2,818	2,818	-	-
環境教育基盤運営事業	1,460	1,460	-	-
環境教育普及促進事業	7,386	7,386	-	-
地球温暖化対策推進体制整備事業	2,372	2,362	10	-
省エネルギー対策推進事業	3,171	3,006	165	-
燃料電池自動車普及検討事業	60	-	60	-
(事業所管部課) 環境エネルギー部水大気環境課				
やまがた山水百景魅力アップ事業	3,111	1,324	1,787	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部みどり自然課				
やまがた山水百景魅力アップ事業	8,994	1,644	6,716	-
鳥獣保護管理推進事業	1,989	21	1,967	-
計	31,364	20,023	10,706	-

(※) 上表の財源内訳の基金計と③令和元年度取崩額の「事業費充当」が一致していない。これは、「事業」が事業を細分化した「グループ」と呼ぶそれぞれ別個の小事業から構成されており、上表の事業のうち、一部のグループには当基金以外の基金を財源とするものが含まれているためである。なお、一つの「グループ」に対して複数の基金が充当されているものはなかった。

## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県財務規則、山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシート）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）を閲覧した。

（結果）

(3) 「① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について

当基金から充当される事業に対して、所管部では「山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領（以下、「現地調査要領」という。）」を定め、現地調査を実施している。現地調査要領において、下表のとおり、現地調査等の実施に関する規程を設けている。

「山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領」より抜粋	
（現地調査等の実施）	
第4条 補助事業等が完了し、規則第14条の規定による補助事業等実績報告書（以下「報告書」という）が提出された場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより現地調査等を行うものとする。	
区分	現地調査等
建設工事・機械等の購入	<p>様式第1号により現地調査を行うものとし、経理状況に関する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の原本を確認するものとする。ただし、所属長が特に認める場合で、報告書の審査に加え、報告書に添付させた証拠書類及び写真等により現地・現物の確認を行った場合は、現地調査を省略できるものとする。</p> <p>なお、現地調査を省略した場合でも、経理状況に関する証拠書類の写しを提出させ、執行状況を確認し、様式第1号を作成するものとする。</p>
ソフト事業等	<p>様式第1号により現地調査を行うものとし、経理状況に関する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の原本を確認するものとする。ただし、報告書の審査に加え、報告書に添付させた証拠書類等により執行状況の確認を行った場合は、現地調査を省略できるものとする。</p> <p>なお、現地調査を省略した場合でも、経理状況に関する証拠書類の写しを提出させ、執行状況を確認し、様式第1号を作成するものとする。</p>

上記規程に基づき、所管部では「現地調査チェックシート」を作成し、現地調査の実効性を確保している。現地調査におけるチェック項目は下表のとおりである。

「現地調査チェックシート」よりチェック項目のみ抜粋	
	項目
1	経理状況確認

	契約に関する事務処理は適正に行われているか。
	帳簿への記載は適正に行われているか。
	入出金状況は適正か。
	補助金は適正に使用されているか。
2	現地・現物確認
	交付決定の内容に適合しているか。
	工事施工場所または納品場所に誤りはないか。
	現地・現物の写真の撮影

現状の現地調査チェックシートを活用することで、一定の水準での現地調査を行うことは可能と考えるが、チェック項目をさらに具体化する必要があると考える。人事異動等により、現地調査に不慣れな職員や現地調査対象事業に対する理解が進んでいない職員などが適正な水準で現地調査を行えるように、例えば下記のように具体的なチェック観点を例示することで現地調査の有効性を確保する見直しを検討されたい。

【意見】

(チェック項目の具体化の例示)

項目	
1	経理状況確認
	契約に関する事務処理は適正に行われているか。
	事務処理は交付先の会計規程等に従ったものか。規程がない場合は県の財務規則等と同様の事務処理が行われているか。
	見積り合せを行うなど、調達金額の経済性は確保されているか。
	キックバックや代表者の関連会社からの調達など、不正の兆候と考えられる事象は識別されないか。
	帳簿への記載は適正に行われているか。
	帳簿に記載されている内容は、契約書、領収書等に基づいて記載されているか。
	支出科目は取引内容の実態から鑑みて、適切な科目が設定されているか。
	入出金状況は適正か。
	入出金の金額は、請求書等に基づいて行われているか。
	入出金のタイミングは適切であるか。
	補助金は適正に使用されているか。
	交付要領等に規定された補助対象経費のみに使用されているか。
	取引内容は補助金交付目的に沿って妥当な内容か。



## 7 ふるさと農村地域活性化基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	ふるさと農村地域活性化基金
所管部課	農林水産部農村計画課
根拠法令等	山形県ふるさと農村地域活性化基金条例
造成年月日	中山間ふるさと・水と土保全対策事業造成基金（以下、「ふるさと水と土基金」という。）：平成5年4月1日 中山間ふるさと・水と土保全推進事業造成基金（以下、「棚田基金」という。）：平成10年8月24日
造成目的	ふるさと水と土基金：中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため 棚田基金：棚田地域等の農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、もって中山間地域の農業農村の活性化に資するため
造成期間	ふるさと水と土基金：平成5年度～平成9年度 棚田基金：平成10年度～平成11年度
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	ふるさと水と土基金：660百万円 棚田基金：300百万円 合計960百万円
基金当初造成時財源	一般財源2／3、国庫1／3
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	ふるさと水と土基金：上記目的のための調査研究、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援。 棚田基金：上記目的のため、都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用活動及び保全整備等の促進に対する支援等。
予算計上会計	一般会計
積立方針	ふるさと農村地域活性化基金条例第2条及び第4条並びに会計課通知による。現在の積立は運用益のみ。
取崩方針	要綱及び要領により、前年度末基金残高の3%を上限に取り崩し、事業費（精算額）に充当。

積立目標額	基金造成は平成12年度までに終了しているため該当なし。
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	47,856	37,008	894,719	876,923	856,439
債券	869,189	869,063	—	—	—
合計	917,045	906,071	894,719	876,923	856,439

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		928,475	917,045	906,071	894,719	876,923
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	運用益	2,279	2,236	1,340	161	106
	積立額計	2,279	2,236	1,340	161	106
取崩額	事業費充当	13,709	13,210	12,692	17,957	20,590
	取崩額計	13,709	13,210	12,692	17,957	20,590
当年度末残高		917,045	906,071	894,719	876,923	856,439

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度末残高	917,045	906,071	894,719	876,923	856,439
年度中平均残高(A)	934,471	920,438	909,073	896,771	882,229
運用益(B)	2,279	2,236	1,340	161	106
利回り(B÷A)	0.244	0.243	0.147	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部農村計画課				
ふるさと農村地域活性化基金事業	4,827	4,827	—	—
世界かんがい施設遺産農村活用事業	3,978	1,063	—	2,915
土地改良調査計画費	45,346	4,004	41,342	—
(事業所管部課) 農林水産部農政企画課				
元気な地域づくり支援プロジェクト事業	2,683	2,683	—	—

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部みどり自然課				
有害鳥獣被害防止対策推進事業	101,471	7,172	1,937	92,362
(事業所管部課) 農林水産部園芸農業推進課				
やまがた促成山菜産地強化プロジェクト事業	873	840	-	32
計	159,179	20,590	43,280	95,309

## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について」参照

### 《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（補助金交付申請書、交付決定通知、実績報告書及び現地調査調書、額の確定通知、事務執行チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（実績報告書、現地調査調書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、実績報告書、現地調査調書など）を閲覧した。

(結果)

(3) 「② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について

令和元年度は(1)⑤に記載した6事業を実施し、当基金から20,590千円を取り崩しているが、取崩実績と比べて多額の基金残高（令和元年度期末現在高856,439千円）を保有している。このため、利用見込みが低い多額の資金が基金に拘束され、資金が有効に活用されていない可能性がある。

基金の取崩実績が基金残高に比して低くなっている背景は、農林水産省農林振興局が定めた「中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領」第2.1.(1)及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」第2.1.(1)において、基金の取崩額が前年度末基金残高の3%までに制限されていることにある。

「中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領」より抜粋

#### 第2 事業の概要

1(1) 事業実施年度において、要綱第3の1の(1)により当該都道府県が造成した基金の運用によって生ずる果実（以下、「運用益」という。）として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合

にあつては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として基金元本の一部を、棚田基金事業の実施に係る経費に充てることができるものとする。

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」より抜粋

## 第2 事業の内容等

1 (1) 事業実施年度において、運用益として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあつては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として基金元本の一部を、保全対策事業の実施に係る経費に充てることができるものとする。

この点、毎年、国が全都道府県に対して実施する『「ふる水・棚田基金」執行アンケート』において、県では事業の拡大を検討しているため、元本の3%では事業実施上不足する旨を回答しているが、現状制度改正に至っていない。

国の制度設計の見直しに向けて、引き続き同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。

また、令和元年6月に農林水産省農村振興局地域振興課が発行した「ふる水・棚田基金の状況」という資料によれば、平成30年の会計検査院の報告書において、「使用見込みの低い基金については国庫返納を促すことなどについて努める必要がある。」との指摘を受けている。

以上も踏まえ、取崩制限の緩和に向けた国への働きかけを継続することが重要である。【意見】

## ② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について

当基金の充当事業である有害鳥獣被害防止対策推進事業で実施する「山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金」（電気柵設置事業）は、農業者グループ等が鳥獣被害防止のために電気柵等を設置した際に市町村が補助する額の2分の1以内の額について、県から市町村に対して補助する事業である。

当補助金の交付要綱において、市町村が実績報告を行う際に提出する事業成績書には「実績管理票」を添付することが求められている。「実績管理票」は、次の表のとおり、「(参考) 被害軽減効果」という記入欄に各市町村が電気柵等設置前後の面積・量・金額等を記入する様式となっている。

市町村	設置距離	事業費	県補助金	(参考)施工時間			(参考)被害軽減効果							
				作業人数	時間/人	延時間	設置前			設置後				
							作物名称	面積(a)	量(kg)	金額(千円)	面積(a)	量(kg)	金額(千円)	

当補助金の目的は、この電気柵等の設置による被害軽減であり、軽減効果が当補助金にとっての成果指標である。よって、「実績管理票」は、補助金の効果測定にとって重要な情報であると考ええる。

しかし、実際に県に提出された「実績管理票」を確認すると、「(参考)被害軽減効果」の欄が空欄の市町村や、記入されている市町村と生産高が記入されている市町村が混在していた。

この原因は、記入項目の名称が「(参考)被害軽減効果」となっており、記入者に任意の回答項目であるとの印象を与えうる名称になっていること、及び記載要領や記入例が作成されていないため、設置前後の被害状況を記入すべきところを、記入者によって内容にばらつきが生じていたことによるものと考えられる。

以上のとおり、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていなかった。県は、「実績管理票」の記入項目の名称から「(参考)」を削除し「被害軽減効果」として必須の回答項目に定め、記載要領や記入例を示した上で各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。【指摘事項】

## 8 介護保険財政安定化基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	介護保険財政安定化基金
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課
根拠法令等	介護保険法第 147 条、山形県介護保険財政安定化基金条例、 山形県介護保険財政安定化基金運営要綱
造成年月日	平成 12 年 4 月 1 日
造成目的	介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため
造成期間	平成 12 年～平成 20 年
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	795,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、市町村 1 / 3
基金造成後積立財源	貸付事業返還金（市町村）、運用益
事業概要	事業計画における見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に不足が生じることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう都道府県に設置された財政安定化基金により、市町村に対して資金の貸付けを行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	「貸付け」のための基金であり、目標額等はない。
取崩方針	同上
積立目標額	同上
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

#### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	1,083,249	1,239,941	1,396,706	1,396,957	1,397,125
合計	1,083,249	1,239,941	1,396,706	1,396,957	1,397,125

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		925,990	1,083,249	1,239,941	1,396,705	1,396,956
積立額	新規・追加積立	-	-	-	-	-
	運用益	903	337	410	251	168
	貸付事業返還金	156,356	156,355	156,354	-	-
	積立額計	157,259	156,692	156,764	251	168
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	取崩額計	-	-	-	-	-
当年度末残高		1,083,249	1,239,941	1,396,705	1,396,956	1,397,124

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	1,083,249	1,239,941	1,396,705	1,396,956	1,397,124
年度中平均残高 (A)	970,507	1,124,372	1,281,065	1,396,706	1,400,784
運用益 (B)	903	337	410	251	168
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

基金の取崩事由が生じていないため、該当なし。

⑥ 基金の取崩事由について

当基金は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 147 条及び基金条例により設置されたものである。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）より抜粋

（財政安定化基金）

第 147 条 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

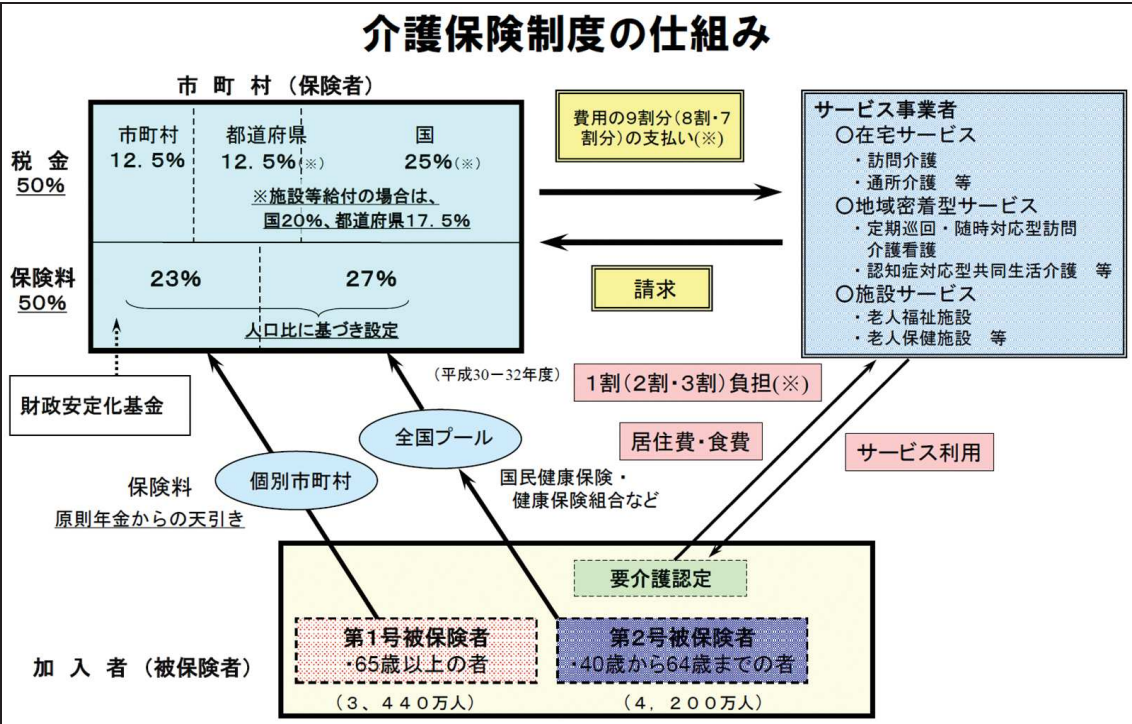
イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額



ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

ここで、介護保険制度の仕組みは次のとおりである。



(出典：厚生労働省ホームページ)

介護保険制度の運営主体は、各市町村である。介護保険第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定される。保険料率は、市町村介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定される。

この介護保険制度の仕組みの中で、給付実績が見込等を上回る場合や第1号被保険者による多額の保険料未納が生じた場合に当基金は取り崩される。

具体的には、市町村が通常の実績を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込誤りによる財政不足額について、基金から資金の交付・貸付を行うこととなる。

⑦ これまでの基金取崩しの実績について

《貸付事業》

保険料収納不足及び給付費増による財政不足額を対象として、無利子による貸し付けを行う。なお、計画期間3年間を通して貸し付けた合計額を、市町村は、次の計画期間の3年間で3分の1ずつ償還し、県は当基金に再度積み立てることとなる。

年度	貸付額 (千円)	貸付市町村
平成 12 年度	12, 015	酒田市、小国町、立川町
平成 13 年度	168, 637	酒田市、大蔵村、小国町、立川町、朝日村、松山町、平田町
平成 14 年度	336, 394	鶴岡市、酒田市、南陽市、西川町、大蔵村、戸沢村、小国町、立川町、楡引町、朝日村、松山町、平田町
平成 15 年度	36, 082	酒田市、立川町、松山町
平成 16 年度	102, 440	鶴岡市、山辺町、立川町、松山町、平田町
平成 17 年度	123, 478	鶴岡市、酒田市、山辺町、庄内町
平成 23 年度	285, 587	鶴岡市、酒田市、真室川町、庄内町、三川町、遊佐町
平成 24 年度	31, 570	大石田町、真室川町、飯豊町
平成 25 年度	175, 030	酒田市、大石田町、最上町、真室川町、飯豊町
平成 26 年度	262, 466	山形市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、天童市、大石田町、最上町、真室川町、飯豊町

《交付事業》

3年の計画期間の最終年に、保険料収納不足による財政不足額の2分の1に相当する金額の交付を行う。

年度	交付額 (千円)	交付市町村
平成 14 年度	1, 010	大蔵村

《その他》

平成 23 年度に「改正介護保険法附則第 10 条に基づく納付に関する取扱いについて」が厚生労働省より交付され、1,958 百万円を取り崩し、3分の1ずつを国及び市町村に返還し、残りの3分の1を一般財源に戻し入れている。

これは、各都道府県の財政安定化基金の残高が膨らみすぎたことから、過去に会計検査院からの指摘を受け、平成 23 年度に基金の規模を適正に保つという名目で法改正が行われたことに伴う対応である。

当時、厚生労働省から提供された計算シートに従い、基金の適正規模を 1,300 百万円程度と試算し、当該残高を上回る分について取崩しを行った。

なお、同計算シートに令和 2 年 12 月時点で県が把握している情報・数値を入力した結果算出された適正規模は、ほぼ現状と同規模の 1,354 百万円と試算された。

## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県介護保険財政安定化基金運用要綱、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県介護保険財政安定化基金運用要綱）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（管理台帳、決裁文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（管理台帳、決裁文書、計画シート、各市町村のヒアリング文書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

## 9 森林整備地域活動支援基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	森林整備地域活動支援基金
所管部課	農林水産部森林ノミクス推進課
根拠法令等	山形県森林整備地域活動支援基金条例
造成年月日	平成 14 年 4 月 1 日
造成目的	県内の私有林の計画的かつ一体的な整備に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を支援することにより、森林の有する多面的な機能を発揮させるとともに、山村地域の振興を図るため。
造成期間	未定（基金残を使い切るまで）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	200,000 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	国庫、補助金返還金、運用益
事業概要	森林経営計画の策定促進のための活動を支援
予算計上会計	一般会計
積立方針	平成 25 年度をもって国庫交付金を財源とした新規の積立ては終了し、現在は補助金の返還があれば積み立てる。
取崩方針	年度の事業費を取り崩す。
積立目標額	国からの交付は終了している。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

#### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	45,918	29,286	18,543	13,512	8,640
合計	45,918	29,286	18,543	13,512	8,640

## ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		57,080	45,918	29,286	18,543	13,512
積立額	新規・追加積立	-	-	994	-	72
	(補助金返還金)	-	-	994	-	72
	運用益	55	14	10	4	2
	積立額計	55	14	1,004	4	74
取崩額	事業費充当	11,217	16,646	11,747	5,035	4,946
	取崩額計	11,217	16,646	11,747	5,035	4,946
当年度末残高		45,918	29,286	18,543	13,512	8,640

## ④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	45,918	29,286	18,543	13,512	8,640
年度中平均残高 (A)	58,919	47,639	31,982	20,442	14,363
運用益 (B)	55	14	10	4	2
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

## ⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
森林整備地域活動支援交付金	7,297	4,865	2,432	-
森林整備地域活動支援推進交付金	137	81	56	-
計	7,434	4,946	2,488	-

## (2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（交付申請書、決定通知、実績報告書及び現地調査チェックシート、額の確定調書、事務執行チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（「森林経営計画の認定実績について」、「林地の地積調査及び森林境界の明確化の現状【推計】」、実績報告書、現地調査チェックシート、額の確定調書、交付金事業完了報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

## 10 高等学校奨学基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	山形県高等学校奨学基金
所管部課	教育庁高校教育課
根拠法令等	山形県高等学校奨学基金条例
造成年月日	平成17年4月1日
造成目的	山形県高等学校奨学金に係る貸与事業の円滑な運営を図るため
造成期間	期限なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	122,275千円
基金当初造成時財源	独立行政法人日本学生支援機構からの交付金
基金造成後積立財源	山形県高等学校奨学金(育英奨学金)貸与者からの返還金、運用益
事業概要	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者へ奨学金を貸与することで支援する
予算計上会計	一般会計
積立方針	育英奨学金貸与者からの返還額を積み立てる
取崩方針	育英奨学金の貸付金として必要な額を取り崩す
積立目標額	育英奨学金の事業運営に必要な額
目標額に不足する場合、今後の方針	特になし

#### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	375,446	428,966	510,635	624,453	766,681
合計	375,446	428,966	510,635	624,453	766,681



③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		392,563	375,446	428,966	510,635	624,453
積立額	新規・追加積立	247,229	284,194	291,141	296,749	298,176
	(貸与者からの返還金)	247,229	284,194	291,141	296,749	298,176
	運用益	369	115	140	94	76
	積立額計	247,598	284,309	291,281	296,843	298,252
取崩額	事業費充当	264,715	230,789	209,612	183,025	156,024
	取崩額計	264,715	230,789	209,612	183,025	156,024
当年度末残高		375,446	428,966	510,635	624,453	766,681

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	375,446	428,966	510,635	624,453	766,681
年度中平均残高 (A)	397,296	382,101	436,261	521,028	637,386
運用益 (B)	369	115	140	94	76
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁高校教育課				
高等学校奨学金貸与事業	156,024	156,024	-	-

⑥ 基金設置の経緯

当基金は、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月閣議決定）により、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が実施していた高校生を対象とする奨学金事業が、平成 17 年度より各都道府県に移管されたことに伴い、設置されたものである。

これを受け、移管後に都道府県が実施する高校生を対象とする奨学金事業の奨学資金に充てるため、平成 17 年度より、機構から各都道府県に対して高等学校奨学金事業交付金（以下、「交付金」という。）が交付されており、当該交付金を原資として奨学生に対する奨学金の貸与が行われていた。

その後、移管から一定の期間が経過すると奨学生からの返還金が生じ、これが奨学資金に充当されて次の奨学金の貸与へと循環していくことを考慮して、県で平成 26 年度を最後に機構からの交付金は受けていない。

⑦ 基金充当事業の概要

県では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者を支援するため、山形県高等学校奨学金事業を実施しており、「特別貸与奨学金」と「育英奨学金」の二つの奨学金貸与制度を設けている。基金充当の対象となる事業は、(1)⑥の経緯より、後者のみである。

《育英奨学金の概要》

貸与対象者	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程の生徒										
貸与基準	人物	学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること									
	学力	学習成績が中程度以上であること									
	家計	主たる生計維持者及びその配偶者の所得合算額が山形県で定める基準額以下であること ※4人家族とした場合の収入目安→800万円程度以下（父の収入のみの場合）									
	住所	扶養者が県内に住所を有すること									
貸与月額		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>		自宅通学	自宅外通学	公立	18,000円	23,000円	私立	30,000円	35,000円
	自宅通学	自宅外通学									
公立	18,000円	23,000円									
私立	30,000円	35,000円									
返還方法	<p>高校卒業後に返還開始。返還年数及び支払回数は返還者が各々設定。          (例) 自宅から公立高校へ通学する生徒が3年間奨学金を受けた場合          貸与月額=月額18,000円×12ヶ月×3年=648,000円          10年間の月払いにより返還          → 648,000円÷120回払い=5,400円/月          &lt;返還猶予&gt; (以下に該当するとき、返還を猶予することが可能)</p> <p>①大学等に在学する場合          ②傷病、災害等により返還が困難と認められる場合          ③経済的事由により返還困難と認められる場合</p>										

(出典：県作成資料)

《育英奨学金の貸与の状況(直近5年間)》

(単位:人、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
新規採用	新規申請者数	356	314	297	244	207	
	採用者数	344	306	291	239	207	
	採用率	96.6	97.5	98.0	98.0	100.0	
	貸与者数	公立	190	158	149	111	94
		私立	129	128	109	91	92
計		319	286	258	202	186	
継続採用	貸与者数	公立	390	337	287	258	215
		私立	254	211	206	193	152
		計	644	548	493	451	367

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸与者計	貸与者数 (①)	公立	580	495	436	369	309
		私立	383	339	315	284	244
		計	963	834	751	653	553
貸与者数対前年度比			90.1	86.6	90.5	87.0	84.7
高校在学者数 (②)	公立	23,341	22,936	22,568	22,172	21,259	
	私立	9,160	9,167	9,263	9,204	9,223	
	計	32,501	32,103	31,831	31,376	30,482	
貸与率 (①÷②)	公立	2.5	2.2	1.9	1.7	1.5	
	私立	4.2	3.7	3.4	3.1	2.6	
	計	3.0	2.6	2.4	2.1	1.8	

(※ 1) 貸与者数は、採用者の中で実際に貸与を受けた者の数であり、採用者数とは必ずしも一致しない。

(※ 2) 高校在学者数は、山形県学校名鑑記載の数値である（全日制、定時制、通信制の生徒数合計）。

(出典：県作成資料)

## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金をより有効に活用するための施策の検討について」参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（貸付事務取扱要領、貸付審査規則）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、選考委員会議事録、山形県高等学校奨学金貸与申請書、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書、誓約書、保証書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、選考委員会議事録、山形県高等学校奨学金貸与申請書、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書、誓約書、保証書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 貸付審査は適切に行われているか、未回収の貸付金について適切に管理されているか、貸付期間中に財務状況を確認しているか等の観点で、貸付事業に係る資料（決裁文書、山形県奨学金返還金債権管理台帳、山形県高等学校奨学金借用証書、山形県高等学校奨学金返還明細書、債務承認及び納付誓約書など）を閲覧した。

（結果）

(3) 「② 貸与した育英奨学金の確実な回収について」参照

(3) 「③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 基金をより有効に活用する施策の検討について

育英奨学金の申請者数、貸与者数については、(1)⑦のとおり、総じて減少傾向にある。一方、平成 26 年度まで交付されていた機構からの交付金及び貸与者からの返還金により積み立てられた当基金の残高は年々増加傾向にある。

これは、社会問題ともなっている人口減少や少子高齢化の加速により、奨学金貸与の対象となる高校生そのものの数が減少していること、過去に貸与を受けた奨学生からの返還がピークを迎えていることが要因として考えられる。

今後もこの傾向は続き、令和 2 年 2 月に所管課が過去 10 年間の貸与額実績の通減率などをもとに作成した今後 10 年間の基金額推移計画によれば、令和 10 年度には基金残高が 13 億円超になるものと試算されている。

当基金は、設置時から平成 26 年度まで機構からの交付金が交付されており、基金積立財源の一部となっているが、当該交付金の交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日 日本学生支援機構理事長決定）には以下のような定めがある。

#### 高等学校等奨学金事業交付金交付要綱より抜粋

第 13 条 都道府県は、高等学校等奨学金事業を廃止又は縮小等した場合において、交付対象となった事業に次に掲げる経費が生じる場合には、機構に返還しなければならない。

- ① 都道府県が高等学校等奨学金事業を廃止したことにより、将来に渡って必要としない奨学金の未貸与額及び奨学生からの返還金の全額
- ② 都道府県が高等学校等奨学金事業の事業規模を縮小したこと等により、将来に渡って必要としないことが見込まれる奨学金の未貸与額及び奨学生からの返還金

交付金が積立財源の一部となっている当基金について、奨学金事業に代わる他の用途へ使用するという事は難しいものと考えられる。しかし一方で、今後貸与者が徐々に減少していくとの予測に基づく県の基金額推移計画からは、当基金が当初の設置目的に従って有効に使用されていると判断することは容易ではなく、要綱第 13 条第 1 項第 2 号の事業規模縮小による交付金返還の定めと抵触することも考えられる。

県は、当基金のより有効な活用を図るため、一定数の申請者を確保するための具体的な施策（例えば貸与要件の緩和や貸与金額の増額等）の検討、充当事業に係る今後の必要額の見通しに基づいた適正な基金規模の見直し等について長期的な視点から検討を行っていくことが望ましい。【意見】

② 貸与した育英奨学金の確実な回収について

当基金は、設置当初より機構からの交付金を事業財源として活用してきたが、交付措置は平成 26 年度をもって終了となっている。そのため、奨学金制度を将来に向けて維持・運営していくためには、もう一つの原資である奨学生からの返還金を確実に回収していかなければならない。

しかし、高校卒業後も無職であること、就職しても低収入であることなど、経済的困難を事由として未納状態が続く返還者も多い。現在は、返還者数や返還額の増加に伴って、未納者数と未納額も増加傾向となっている。

①で述べたとおり、今後奨学生への貸与額は大きく減少していくものと見込まれるが、毎年一定程度の新規未納者が発生している現状を踏まえれば未納額及び未納者の数についてはさらに増加していくことが見込まれる。

育英奨学金に係る未納残高、貸付金残高、未納率の推移は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末未納残高	60,542	75,262	94,077	112,454	121,672
当年度収納額	7,085	4,935	6,745	16,384	17,879
当年度発生額	21,805	23,751	25,122	25,602	26,423
当年度末未納残高 (A)	75,262	94,077	112,454	121,672	130,216
当年度末貸付金残高 (B)	2,539,885	2,482,685	2,397,393	2,282,125	2,133,761
未納率 (A/B)	2.9	3.7	4.6	5.3	6.1

不納欠損処理が難しい状況も一因ではあるが、未納残高は年々積み上がってきており、令和元年度における貸付金残高に占める未納残高の割合は 6.1%となっている。また、未納者の人数についても、平成 29 年度は 611 名、平成 30 年度は 699 名、令和元年度にいたっては 945 名という状況となっており、現在の未納者の償還期限未到来額を考慮すれば、回収可能性に懸念のある貸付金残高はさらに大きくなるものと推測される。

県では平成 30 年度より育英奨学金に係る債権回収業務の一部について民間への委託を開始したことにより、これまでしばらく未納となっていた者についても返還が始まり、令和元年度委託分の 26.1%が回収されているなど一定の効果はみられるが、依然として未納額は多額となっている。

また、山形県高等学校奨学金貸与条例第 8 条には、違約金について次のように定められている。

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成 15 年 3 月 18 日山形県条例第 30 号）より抜粋  
（違約金）

第 8 条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて貸与を受けた奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

当該違約金に係る収入未済残高の直近 5 年間の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高	-	-	-	2,013	8,845
当年度収納額	-	-	434	1,112	1,243
当年度発生額	-	-	2,447	7,944	9,589
当年度末残高	-	-	2,013	8,845	17,191

（※）平成 28 年度以前の違約金調定額及び収入未済額については、奨学金ごとに個別に算出したデータがないため「-」としている。

違約金は、元本が返還された際に返還期限から実際の返還日までの日数に応じて計算され、調定が行われるため、滞納者は元本の返済が完了し次第、違約金の請求を受け、納付することとなる。滞納者から相談を受けた場合には、まず元本の返済を優先させていることもあり、場合によっては違約金の返済までには回らないこともあると考えられる。

また、先に述べたとおり平成 30 年度より債権回収業務の一部について民間への委託を開始し、長期間にわたって未納となっていた者からの返還が増加した結果として、返還までの期間に応じた違約金の調定が行われ、平成 30 年度、令和元年度においては違約金に係る収入未済額が増加している状況にある。

こうした状況に対して、山形県高等学校奨学金貸与条例第 6 条には、次のような返還の猶予に関する定めも設けられており、未納、さらには違約金を発生させず、貸与者の状況に応じた返還も可能な仕組みとなっているが、制度の対象者が少ないのか周知が不十分なのかは不明であるが、制度の利用者はそれほど多くない状況である。

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成 15 年 3 月 18 日山形県条例第 30 号）より抜粋  
（返還の猶予）

第 6 条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者からの申請があった場合に限り、貸与を受けた奨学金の返還の期限を猶予することができる。

- (1) 高等学校若しくは学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは大学に在学するとき若しくはそれらを卒業若しくは退学した日の属する月の翌日から起算して 6 月を経過しないとき又はこれらに準ずる事由として規則で定めるとき。
- (2) 災害、傷病その他やむを得ない事由により、返還期日に貸与を受けた奨学金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

県は、未納者に対して納付に向けた交渉を持続的に進め、返還期間や返還額の見直し等未納者の経済的現況に配慮した対応を図っていくとともに、未納者の利便性向上のため、インターネットを利用したクレジットカード納付の導入、返還猶予制度の周知徹底及び指導、債務承認及び納付誓約書のより積極的な徴求等、場合によってはマニュアルの見直しも含め、より効果的かつ効率的な回収業務の遂行を通じた確実な債権回収に努められたい。【意見】

### ③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について

当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」において、県は未納者に対する督促等の手続きに関し、「高等学校奨学金未収金対策マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を定め、督促状の送付から催告手続き、法的措置等までの一連の手続きを行っている。

現在、未納者に対する回収業務は会計年度任用職員 3 名（うち 2 名については、通常業務及び回収業務を半々の割合で担当）を中心に行われているが、次のとおり、業務の一部について、デジタル化が進展している現在の環境に照らして非効率となっている点が見受けられる。

イ) 県では、奨学金貸与者及び連帯保証人に関する個人データの管理、貸与者個人ごとの返還額及び貸付金残高の管理、金融機関に提出する振込・振替データの作成、違約金納入通知書の添付文書作成等の機能を有する奨学金システムを導入し、運用している。その一方で、奨学金システムとは別に、現年調定及び滞納繰越に関する個人ごとの毎月の請求額と収納額を入力するエクセルファイルを作成し、毎月、当該エクセルファイルに数百人の返還額等の情報を入力した上で、奨学金システムに同じ情報を再度入力している。



ロ)「マニュアル」に基づき督促状を発行したときは債権管理簿を作成する必要があり、債権管理簿はその後のやりとり等の記録を追加していくことから手書きのものとなっている。

また、違約金については、山形県高等学校奨学金貸与条例第8条にあるように、未調定であるだけで「返還すべき日の翌日」から発生しており、実際の違約金に係る収入未済残高は先述の表の残高より多額となっている。しかし、県では、元本の返済が完了していない債権に係る違約金は調定されず、財務事務に直接必要がないため、定期的な違約金見込額の計算や残高の把握は行われていない。

違約金について定めているのは、滞納者と約定どおり返済している者との負担の公平を図り、元本の早期返還を促す効果を持つためである。この違約金の意義を踏まえれば、違約金見込額を把握し、滞納者や連帯債務者に通知することは回収の早期化に資すると考える。

しかし、奨学金システムでは、各貸与者の1ヶ月分の調定ごとに違約金を算出し、全ての調定分を合算することが必要となり、当システムにより全未納者に係る違約金見込額を定期的に計算することは著しく非効率的である。

県の奨学金システムは、平成20年度に導入されて以降、機能の大幅な改修は行われていないが、デジタル化が進展し、また、未納者及び未納残高が年々増加している現状を踏まえて、事務効率化及び回収の早期化という効果と費用を勘案の上、奨学金システムの改修について検討されたい。【意見】

## 11 産業廃棄物税基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	山形県産業廃棄物税基金
所管部課	環境エネルギー部循環型社会推進課
根拠法令等	山形県産業廃棄物税基金条例
造成年月日	平成 18 年 10 月
造成目的	産業廃棄物の排出抑制、再利用等による産業廃棄物の減量 その他適正処理の促進に関する施策を実施するため。
造成期間	平成 18 年～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	44,876 千円
基金当初造成時財源	産業廃棄物税
基金造成後積立財源	産業廃棄物税、運用益
事業概要	産業廃棄物の排出抑制、再利用等による産業廃棄物の減量 その他適正処理の促進に関する施策を実施するために、県 に納入された産業廃棄物税額相当額の積立を行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	特別徴収義務者から納付された税額と同額を 4 半期ごとに 積み立てている。
取崩方針	予算編成過程において当該基金を充当することとされた事 業について、実績に基づき取崩しを行っている。
積立目標額	産業廃棄物の最終処分量に応じて賦課される税に基づく基 金であり、基金の目的である 3 R の進展に伴って積立額が 減っていく性質のものであることから、目標額は定めない。 事業充当については税収見込と対応する規模で計画し、基 金が枯渇することのないよう安定的に運営していく必要が ある。
目標額に不足する場合、 今後の方針	

#### ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	190,047	200,334	181,117	99,943	106,015
合計	190,047	200,334	181,117	99,943	106,015

## ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		236,659	190,047	200,334	181,117	99,943
積立額	新規・追加積立	170,648	166,892	150,596	145,743	181,271
	(産業廃棄物税)	170,648	166,892	150,596	145,743	181,271
	運用益	316	87	89	47	26
	その他	-	-	-	239	-
	積立額計	170,964	166,979	150,685	146,029	181,297
取崩額	事業費充当	217,576	156,692	169,903	227,203	175,225
	取崩額計	217,576	156,692	169,903	227,203	175,225
当年度末残高		190,047	200,334	181,117	99,943	106,015

## ④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	190,047	200,334	181,117	99,943	106,015
年度中平均残高 (A)	340,227	289,572	279,472	259,618	212,642
運用益 (B)	316	87	89	47	26
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

## ⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部環境企画課				
省エネルギー対策推進事業費	3,171	3,006	165	-
環境教育基盤運営事業費	1,460	1,460	-	-
環境教育普及促進事業費	7,386	7,386	-	-
環境科学研究事業費	1,149	1,149	-	-
環境科学研究センター運営費	47,707	729	46,962	17
(事業所管部課) 環境エネルギー部エネルギー政策推進課				
再生可能エネルギー等設備導入促進事業費	83,274	25,000	57,894	380
(事業所管部課) 環境エネルギー部水大気環境課				
ダイオキシン類対策事業費(ダイオキシン類に係る排ガス・排水等検査)	14,106	6,809	7,297	-
環境保全・廃棄物情報システム運用管理費	458	458	-	-
大気汚染防止対策事業費(水銀排出施設に係る立入検査)	39,725	184	39,541	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 環境エネルギー部循環型社会推進課				
地球にやさしい3R推進人づくり事業費	5,115	5,115	-	-
循環型社会形成推進事業費	8,947	8,947	-	-
循環型産業創出育成事業費	12,842	12,842	-	-
循環型産業基盤整備推進事業費	30,303	30,303	-	-
循環型産業販路拡大推進事業費	847	847	-	-
産業廃棄物最終処分場周辺環境整備事業費	4,003	4,003	-	-
原状回復措置推進事業費	1,614	1,614	-	-
産業廃棄物最終処分場設置指導事業費	3,232	3,232	-	-
不法投棄未然防止等対策事業費	8,282	8,239	43	-
P C B 廃棄物対策事業費	16,235	16,235	-	-
報酬職員費	35,710	27,815	2,100	5,795
海岸漂着物対策推進事業費	27,694	403	5,921	21,370
災害廃棄物処理対策事業費	1,013	1,013	-	-
産業廃棄物処理対策費	9,329	2,569	119	6,642
(事業所管部課) 農林水産部園芸農業推進課				
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業費	128	128	-	-
(事業所管部課) 県土整備部空港港湾課				
酒田港リサイクルポート振興事業費	1,237	1,237	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課				
食品ロス削減地域モデル事業費	352	352	-	-
(事業所管部課) 庄内総合支庁保健福祉環境部環境課				
庄内地域環境産業支援事業費	891	891	-	-
(事業所管部課) 村山総合支庁産業経済部森林整備課				
木質バイオマス燃料利用促進事業費	1,595	1,595	-	-
(事業所管部課) 最上総合支庁産業経済部森林整備課				
最上バイオマス利用促進事業費	1,868	1,868	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁産業経済部森林整備課				
置賜バイオマス利用促進事業費	552	552	-	-
(事業所管部課) 庄内総合支庁産業経済部森林整備課				
自伐林家による木質バイオマス活用事業費	3,526	3,526	-	-
(事業所管部課) 総務部税政課				
徴税管理運営費(産業廃棄物税徴税経費)	65,841	64	65,777	-
産業廃棄物税特別徴収交付金	239,907	3,838	236,069	-
計	679,497	183,406	461,888	34,203

(※) 上表の財源内訳の基金計と③令和元年度取崩額の「事業費充当」が一致していない。

これは、「事業」が事業を細分化した「グループ」と呼ぶそれぞれ別個の小事業から構成されており、上表の事業のうち、一部のグループには当基金以外の基金を財源とするものが含まれているためである。なお、一つの「グループ」に対して複数の基金が充当されているものはなかった。

## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について」  
参照

### 《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県財務規則）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（当初予算要求における産業廃棄物税基金の充当方針、決裁文書、契約書、事業実績報告書）の閲覧を実施した。

(結果)

(3)「② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《その他》過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

- 平成 25 年度包括外部監査における意見と県の措置状況は次のとおりである。当該措置が令和元年度において反映されているかという観点で、所管課に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。

監査結果 (意見)	産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。
県の措置 の内容	産業廃棄物の最終処分量の減少に伴い、今後、産業廃棄物税の収入は減少することが予想されている。一方、同税の趣旨に合った事業を計画的に執行していくには、中長期的な視点に立った基金の運用を図りつつ、収入状況も見極めながら事業を展開していく必要がある。 産業廃棄物税を効果的に活用するために、平成 26 年度以降は、事業者等のニーズを踏まえて循環型社会の形成や循環型産業の振興に関する事業を充実させると共に充当額を増額してきた。 また、27 年度以降の予算編成については、産業廃棄物税の収入状況及

び基金残高等を踏まえ、環境エネルギー部として基金の充当方針を定め、適正かつ効果的な基金運用を図っている。
--

(結果)

- (3) 「① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について」  
参照
- (3) 「② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について

当基金の残高は当初約 45 百万円程度だったが、平成 25 年度末には 276 百万円まで積み上がった後、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて事業への充当額を拡大させたことで、残高が減少し、平成 30 年度以降は 1 億円程度で推移している。平成 26 年度から平成 30 年度にかけて事業への充当額を拡大させた理由としては、平成 25 年度の包括外部監査の意見を受けたものであるが、今後の事業充当については、残高が減少したこともあり、将来に備えて充当額を絞っていく方針に転換している。

こうした経緯をみると、県として将来の支出計画を踏まえた基金の適正水準に関する管理方針に基づき、計画的・能動的な基金管理が行えているとは言えない。

当基金では、5 年ごとに外部有識者等を含めた産業廃棄物税評価・検証委員会が開催され、制度の存続や基金使途のあり方などが議論されているが、将来の基金残高のあり方や事業への充当額の適正水準などは議論されていない。

基金で充当する事業には PCB 関連の規制事業などもあるとのことであるため、将来に向けて最低限必要な事業費用を確保していかなければならないが、産業廃棄物税評価・検証委員会などで第三者の意見を伺う機会も活用して、県として基金残高に関する管理方針を設けることを検討されたい。【意見】

② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について

所管部課では、当基金から事業へ充当する際、当初予算要求時に基金の充当方針を設けて、充当額の調整を行っている。平成 31 年度における充当方針は次のとおりである。

「平成 31 年度当初予算要求における産業廃棄物税基金の充当方針について」より抜粋

平成 31 年度の調整手順について

- (1) 各充当事業について、事業の効果、必要性等を加え、事務事業の見直し改善で指摘のあった執行率を加えた 9 項目により評価し、総合評価点を算出する。
- (2) 総合評価点の低い事業には高い削減率、評価点の高い事業には低い削減率を設定し、事業充当額を調整する。

総合評価点数等の区分		削減率
継続事業	15 点	35%
	17 点	32%
	19 点	30%
	20 点	26%
	21 点	14%
	23 点	8%
	25 点	4%
	26 以上	削減なし
新規事業	15%	
税込事務に係る経費		

- (3) ただし、上記により設定した事業ごとの削減率により難しい事業については、各事業課において、全ての充当事業の充当額合計がそれらの充当上限額合計を超過しなければ、当該課内での事業間の額の調整を認めることとする。

「平成 31 年度当初予算要求における産業廃棄物税基金充当対象事業について」より抜粋

#### 1 基本の充当対象について

- (1) 山形県産業廃棄物税条例第 1 条に即した施策
  - ①産業廃棄物の排出抑制
  - ②再生利用等による産業廃棄物の減量
  - ③産業廃棄物の適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用
- (2) 「山形県循環型社会形成推進計画」の 3 つの柱のいずれかに掲げる施策
  - ①資源循環システムの形成
  - ②資源の循環を担う産業の振興
  - ③廃棄物の適正な処理による環境負荷の軽減に係る施策に該当する事業



- 2 具体的な充当対象事業について
- (1) 資源循環システムの形成事業（上記1（2）①）
- ・ 県民活動のあらゆる分野において3Rを推進し、循環型社会のスタイルを定着させる事業であり、主に3Rに関する啓発事業とする
  - ・ 一般廃棄物を対象とする事業についても充当対象可能とする。
- (2) 資源の循環を担う産業の振興事業（上記1（2）②）
- ・ 産業廃棄物の直接的な排出抑制や減量化につながる事業とする。優先的に充当するものとする。
- (3) 廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減事業（上記1（2）③）
- ・ 産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止のための事業とする。
- (4) その他充当対象事業
- ・ 産業廃棄物処理事業者の負担軽減につながるため、事業系一般廃棄物を対象とした事業にも予算の範囲内で充当対象事業とする。
- (5) 充当対象外費用
- ・ 県が処分の義務を負う産業廃棄物処理等に要する処分費用とする。
  - ・ 県有備品の購入、更新費用とする。

「平成31年度当初予算要求に係る産業廃棄物税の用途適合性の評価基準」より評価項目のみ抜粋

No.	評価項目
1	【実施主体】 県が実施すべき事業か
2	【第2次県循環型社会形成推進計画の施策項目】 事業内容が施策項目に該当するか
3	【備品】 本来県が一般財源で整備すべき汎用性のある備品購入経費が含まれていないか
4	【義務的経費】 県が排出する廃棄物の処分経費や道路・河川の維持管理費など、本来県が一般財源で負担しなければならない義務的経費が含まれていないか
5	【対象物】 事業の対象とするものが産業廃棄物（産業廃棄物になる前の循環資源を含む。）であるか
6	【事業効果】

	産業廃棄物等の「排出抑制、再生利用、適正処理」のいずれかに効果があるか
7	【施策の必要性】 県として優先すべき施策であるか
8	【緊急性】 喫緊の課題になっているなど、事業の緊急性は高いか
9	【執行率】 予算が積極的かつ効率的に活用されているか

所管部課では、この方針に基づき、各課から要望があった各事業に対して次のとおり工夫して評価・点数化し、優先順位を定めた上で、充当代上限額の範囲内で事業への充当代額を決定している。

- イ) 評価項目は基金の設置目的や県の施策に合致したものに高い評価が行われるようにしている。
- ロ) 総合評価点に削減率を設定し、新規事業などには低い削減率を設定し、新しい事業を積極的に採用する仕組みとしている。
- ハ) 総合評価点が低い継続事業（＝事業継続の必要性が乏しいもの）には高い削減率を、総合評価点が高い継続事業（＝事業継続の必要性があるもの）には低い削減率を設定し、安易な事業継続を防止している。

他の基金においても、基金所管課以外の部課の事業に対して充当代する際、基金所管課の定めた方針を持って調整を行っているが、当基金の充当代方針はより詳細化、見える化され、客観的に定量化されており、基金所管課以外の部課としても納得できる充当代方針であると考えられる。他の基金においても、当基金の充当代方針の考え方・取組みを積極的に取り入れ、基金の事業充当代の妥当性・客観性が見える化するように検討されたい。【意見】

## 12 やまがた緑環境税基金

### (1) 基金の概要

#### ① 概要

基金の名称	やまがた緑環境税基金
所管部課	環境エネルギー部みどり自然課
根拠法令等	やまがた緑環境税基金条例
造成年月日	平成19年4月1日
造成目的	森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため。
造成期間	平成19年4月1日～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	550,270千円
基金当初造成時財源	やまがた緑環境税
基金造成後積立財源	やまがた緑環境税、運用益
事業概要	森林の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税収額に相当する額を「やまがた緑環境税基金」に積み立て、基金を活用した事業を実施する。
予算計上会計	一般会計
積立方針	【やまがた緑環境税基金条例より抜粋】 (積立額) 第2条 基金として積み立てる額は、やまがた緑環境税条例(平成18年12月県条例第60号)第3条及び第4条の規定による加算額に係る収納額に相当する額とし、予算で定める。
取崩方針	【やまがた緑環境税基金条例より抜粋】 (処分) 第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費(やまがた緑環境税条例第3条及び第4条の規定による加算額に係る賦課徴収に要する経費を含む。)に充てる場合に限り、処分することができる。
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

## ② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	73,594	77,557	97,225	96,078	74,838
合計	73,594	77,557	97,225	96,078	74,838

## ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		43,134	73,594	77,557	97,225	96,078
積立額	新規・追加積立	661,769	667,962	671,951	672,783	672,446
	(やまがた緑環境税)	661,769	667,962	671,951	672,783	672,446
	運用益	259	90	103	62	42
	積立額計	662,028	668,052	672,054	672,845	672,488
取崩額	事業費充当	631,568	664,089	652,386	673,992	693,728
	取崩額計	631,568	664,089	652,386	673,992	693,728
当年度末残高		73,594	77,557	97,225	96,078	74,838

## ④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	73,594	77,557	97,225	96,078	74,838
年度中平均残高 (A)	278,655	299,831	322,489	343,622	345,852
運用益 (B)	259	90	103	62	42
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

## ⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
荒廃森林緊急整備事業	568,705	497,612	-	71,093
森林資源再生事業	8,242	8,242	-	-
森林資源循環利用促進事業	24,842	24,842	-	-
広葉樹林健全化促進事業	1,500	1,500	-	-
やまがた森林ノミクス県民会議	145	145	-	-
(事業所管部課) 環境エネルギー部みどり自然課				
みどり豊かな森林環境づくり推進事業	117,006	117,006	-	-
やまがた絆の森づくり推進事業	826	826	-	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
森づくりサポート体制推進事業	13,342	13,342	-	-
生物多様性戦略推進事業	2,168	2,168	-	-
鳥獣管理推進事業	5,797	5,797	-	-
野生鳥獣捕獲体制強化支援事業	300	300	-	-
大型野生鳥獣等野生復帰事業	1,312	1,312	-	-
やまがた木育推進事業	2,815	2,815	-	-
みどりの循環県民活動推進事業	13,618	13,618	-	-
やまがた山水百景魅力アップ事業	1,145	1,145	-	-
やまがた緑環境税評価・検証委員会	715	715	-	-
(事業所管部課) 村山総合支庁森林整備課				
むらやま版・木のある生活推進事業	224	224	-	-
(事業所管部課) 最上総合支庁森林整備課				
BEST! 森づくりリーダー育成事業	369	369	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁地域保健福祉課				
置賜みんな一緒に森林活動ネットワーク事業	152	152	-	-
(事業所管部課) 置賜総合支庁森林整備課				
おきたま源流の森づくり活動推進事業	380	380	-	-
(事業所管部課) 庄内総合支庁森林整備課				
出羽庄内公益の森づくり事業	442	442	-	-
(事業所管部課) 総務部税政課				
やまがた緑環境税普及啓発事業	776	776	-	-
計	764,821	693,728	-	71,093

## (2) 実施した手続及び結果

### 《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### 《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県財務規則、山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領、山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金交付要綱）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、事業実績報告書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）」参照
- (3) 「③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方、やまがた緑環境税の評価・検証について〈概要〉、決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシート）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）を閲覧した。

(結果)

(3) 「① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について」参照

(3) 「⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて」参照

(3) 「⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について

当基金から財源充当される事業に対して、所管課では「山形県環境エネルギー一部所管補助事業等に係る現地調査要領」を定め、現地調査を実施している。現地調査に関しては、「6 環境保全基金」(3) 指摘事項及び意見と同様であるため、当基金での記載を省略する。

#### ② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）

当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への委託料に対して補助金が交付されていた。

県では、平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業の実施にあたり、「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付要綱」を策定し、交付対象者の要件や補助対象経費等を定めている。同交付要綱によれば、交付対象経費及び内容は下表のとおりとされている。

「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付要綱」別表より抜粋（下線は監査人が記載）

交付対象経費及び内容
------------

○報償費
------

外部講師への謝金

○賃金

事業実施主体が行う作業の補助に要する経費

○旅費

外部講師への旅費

○需用費

事業の実施に直接必要な物品等（資材費、消耗品費、燃料費、印刷代）

○役務費

活動に係る保険料、切手代等

○使用料

会議室、バス、チェーンソー、刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料等

○委託料

事業実施主体自らが行うことが困難なものに限り外部委託

※次の経費については、対象外とする。

- ・既存事業の財源振替とする事業に要する経費
- ・管理者のある施設・設備の維持管理に要する経費
- ・事業実施主体構成員への謝金、賃金、旅費及び委託料
- ・事業参加者への日当（記念品等含む）旅費及び飲食代
- ・高額（5万円以上）又は汎用性のある資材の購入
- ・個人で準備することが適当と考えられるもの
- ・先進地視察や研修受講など自己啓発に係る経費
- ・土地の借上げ、買取り
- ・植栽樹種のうち外来種、移入種等植栽地での生育に適さない樹種の苗木代

監査の過程において、補助事業者である特定非営利活動法人の理事長が代表を務める会社に対して、事業費の約78%を占める物品の購入代を支払っている事案が確認された。当該理事長は、補助事業の途中である令和元年8月までに代表を務める会社を退任しているとのことであるが、交付申請の段階で提出する事業計画には当該経費が計上されており、交付申請時点で両団体を兼務していることになる。

県は、「事業実施主体」である特定非営利活動法人の理事長とその理事長が代表を務める会社は別人格であることから「事業実施主体構成員」に該当せず、また、物品の購入代であることから「委託料」に該当しないと判断し、補助対象経費として取り



扱っていた。

しかし、通常、特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。さらに当該事案では、特定非営利活動法人の理事長は会社の代表であり、かつ、株主でもあるため、法人と個人の関係性はより一体性を持つこととなる。また、県は物品の購入代と認識しているが、内容は木材の加工代等であり実態は業務委託と史料される。

よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。【指摘事項】

### ③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）

当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。

市内児童を対象とした木工やクラフト体験、水林地区での森林散策を実施する補助事業者（任意団体）の事業費のうち、記録写真や集合写真の現像及びラミネート加工代として、補助事業者構成員に対して写真代が支払われている。当該補助事業の支出内訳書を確認する限り、インク代や写真用紙代は別に費用計上されており、当該写真代は手数料として支払われているものと思料される。監査の過程で、他の補助事業の支出内訳を全て確認した結果、実績報告書などで事業活動状況を明らかにするため、他の事業においてもインク代や写真用紙代を事業費に計上することは確認されたが、手数料の性質のある事業費を計上していたのは、当該任意団体のみである。

また、交付要綱を確認しても、補助対象団体構成員への手数料は交付対象経費には含まれておらず、仮に謝金だったとしても、外部講師への謝金のみに限られているため、補助対象経費には該当しない。

以上から、補助対象事業者に対して、改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。【指摘事項】

### ④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて

当基金の充当事業である「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、県では広く県内の市町村、会社、団体などに対して事業費の一部補助を行うため、県のホームページへの掲載、県政ラジオでの周知に加え、当該事業に関する募集チラシを 3 千部作成し、以下のとおり、県施設、各市町村、道の駅などに配架している。

配架先	部数
各市町村の庁舎等の窓口	1,460部
前年度活動団体	86部
各総合支庁庁舎、県庁内	420部
県施設、道の駅等	800部
その他 NPO の助成金セミナー等	234部
合計	3,000部

募集の結果、県のホームページで公表されている平成 29 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの応募状況及び審査結果は下表のとおりである。

（応募状況）

（単位：事業、円）

		H29		H30		H31	
		事業数	提案額	事業数	提案額	事業数	提案額
地域提案型	県民提案型	95	28,976,249	87	27,621,899	74	23,365,940
	市町村提案型	43	34,353,000	42	34,356,600	45	36,174,000
市町村里山再生アクションプラン事業		112	59,091,000	113	59,313,000	113	58,641,000
合計		250	122,420,249	242	121,291,499	232	118,180,940

（審査結果）

（単位：事業、円）

		H29		H30		H31	
		事業数	提案額	事業数	提案額	事業数	提案額
地域提案型	県民提案型	93	26,690,000	86	25,784,000	74	22,686,000
	市町村提案型	43	32,619,000	42	33,303,000	45	36,173,000
市町村里山再生アクションプラン事業		112	59,091,000	113	58,419,000	113	58,641,000
合計		248	118,400,000	241	117,506,000	232	117,500,000

上表のとおり、いずれの年度も、庁内での審査の結果、応募のあった全ての事業に対して補助金が交付されている。応募事業数は県民提案型で平成 29 年度に 93 事業（団体）の募集があったが、平成 31 年度では 74 事業（団体）まで減少し、平成 31 年度の 74 団体のうち 60 団体（全体の 81%）は平成 29 年度又は平成 30 年度、もしくは両方で補助金が交付されており、また、市町村提案型は県内全ての市町村（35 団体）から応募がある状況である。

同一の団体に対して複数年度で補助金が交付されていることについては、下記の県からの回答のとおり、募集要項に基づき認められているものである。

募集要領において、3年を超えて実施される事業でないこととしておりますが、以下に該当する場合はこの限りではないと定めており、続けて交付されている事業はイロハのいずれかに該当しております。

イ 中長期的な計画に基づくもの

ロ 年々広がりを見せるもの

ハ 実施主体の自助努力が認められるなどの発展性のある活動

なお、当事業は、団体を対象とした交付ではなく、事業を対象とした交付になっております。

また、全ての事業に係る応募総数が250件以下であるのに対して、募集チラシを3千部作成しているのは、事業に応募してもらうためだけでなく、やまがた緑環境税及びその充当事業を周知する目的も有しており、より多くの県民に手に取ってもらいたいと考えているためである。

しかし、実際に当事業に応募する団体は、全体の8割超が過去に同補助金の交付を受けたことがある団体で、新たに応募した団体は残りの2割程度であること、直近過去3年度では年々応募数も減少している状況であることから、県は、より多くの県民から提案を受けることができるように、募集方法の見直しについて検討されたい。【意見】

#### ⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について

当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」では、補助金交付対象経費の現地調査にあたり、前述の交付要綱のとおり、「事業実施主体構成員への謝金、賃金、旅費及び委託料」の検討が必要となる。検討にあたっては、事業実施主体の構成員、つまり、補助金交付団体の役員や会員等を把握する必要があり、補助金交付申請時に必要書類には記載されていないものの、県では役員名簿や会員名簿を入手している。

交付申請書類を閲覧した結果、2件の補助金で役員名簿もしくは会員名簿の入手が漏れていた。同書類の徴収が漏れた場合、事業実施主体の構成員を把握することができず、現地調査結果の信頼性に疑問が残ることになる。

以上より、補助金交付にあたり必要な書類の徴収を徹底するように庁内に周知するとともに、申請時点で役員名簿もしくは会員名簿等を提出必須書類として位置づけるなど、募集方法の改善を検討されたい。【意見】

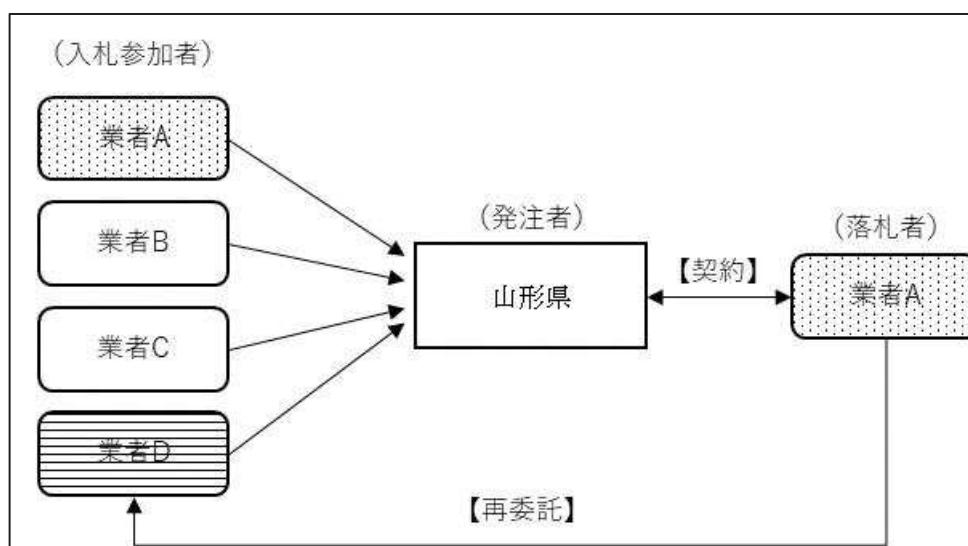
⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて

当基金の充当事業である「平成 31 年度荒廃林緊急整備事業業務委託」において、庄内総合支庁の業務委託にあたり相互供給の事案が複数確認された。

相互供給とは、受注者が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部の再委託を依頼し、その者が再委託先となることをいう。

再委託先が自ら応札した額を下回る額で引き受けることとなるなど、社会通念上不適当な行為であり、疑惑を招くおそれがあることから、法令等で禁止はされていないが、独自のガイドライン等により相互供給を禁止している地方自治体もある。

(相互供給のスキーム図)



県では、相互供給に関して禁止していない。県における相互供給の取扱いに関して、県へヒアリングした結果、下記の回答があった。

相互供給は禁止されていません。

競争入札が適正に行われた場合、落札後に落札者が業務の一部をどの業者に委任するかについては落札者に委ねられています。

また、契約上、一括再委託は禁止されており、業務の一部について再委託を行う場合は発注者の承諾を得なければなりません。県では承諾の際に再委託業務の内容及び再委託代金について確認を行うこととしており、そのことにより契約の適正性は確保されるものと考えられることから、本県では相互供給を禁止していません。

当該委託業務の発注にあたり、県内の市町村単位で業務を分割し、各総合支庁でそ

れぞれ入札手続きを実施している。業務内容としては、各地域の森林の間伐、被圧木等伐採、枝落し、簡易柵工、森林作業道の開設などで、業務提供を行える業者は森林組合や林業業者、建設業者などに限られる。実際に、入札調書を確認する限り、入札参加業者は近隣地域であれば、ほぼ同様の業者名が並んでいる状況にあった。

一方で、業務提供が行える業者が限られる状況は同じであるが、村山総合支庁で管轄した同じ業務委託に関しては、業者側で入札を辞退するなどの事例も確認された。

相互供給に関しては、県の回答のとおり、再委託時の事前承認により契約の適正性を確保できている面もあるが、当初入札時の調達価格の適切性を確保できる体制が整備されているのかについては疑問が残る。他の地方自治体で相互供給を禁止しているのは、いわゆる談合により、調達価格が不適切に過大な金額となることを未然に防止することが目的であると考えるが、当初契約の後の再委託手続きを厳格化したとしても、調達価格の適切性を確保するには効果が乏しいと言える。

よって、県において、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定を設けるなどの見直しを検討されたい。【意見】